労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく

労働者派遣事業 マージン率等に係る情報提供

対象期間： 2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日（第 2 期）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第 23 条第 5 項並びに同法施行規則第 18 条の 2 の規定に基づき、当事業所における労働者派遣事業の情報を以下の通り公開いたします。

1．事業所の概要

事業所名称	株式会社京栄センター
事業所所在地	〒450-0002　愛知県名古屋市中村区名駅あさひビル 2 階
許可番号	派 23-304283

2．派遣事業の状況（労働者派遣実績等）

項目	数値・実績	備考・算出根拠
① 派遣労働者の数	6 人	常時雇用派遣労働者・有期雇用派遣労働者の合計（※月 1 日現在）
② 派遣先の数	4 社	当事業年度において労働者派遣を行った事業所の数
③ 派遣料金の平均額	721,667 円	派遣派遣料金額の平均（1 日 8 時間あたり換算・税抜）
④ 派遣労働者の賃金の平均額	485,000 円	派遣労働者に支払う賃金の平均（1 日 8 時間あたり換算）
⑤ マージン率	**32.7 %**	**算出式：（③ − ④） ÷ ③ × 100**

3．マージン率の内訳・構成費用の概要

派遣料金から派遣労働者の賃金を差し引いたマージン（差額）は、すべて会社の利益となるわけではなく、主に以下の費用に充当されています。

費用項目	内訳・内容説明
社会保険料（事業主負担分）	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等（会社負担分）
有給休暇引当費用	派遣労働者が有給休暇を取得した際に支払われる賃金原資

事業運営費・管理費	キャリアアップ研修費用、資格取得支援費、健康診断費用、福利厚生費、オフィスの維持管理費、事業運営の人件費・通信費等
営業利益	法令順守・事業継続およびリスク備えのための営業利益

4．労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定の締結状況

労使協定の締結の有無	【 締結している 】
協定対象となる派遣労働者の範囲	全派遣労働者
協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日

5．派遣労働者のキャリア形成支援制度等に関する事項

教育訓練に関する教育講座の内容	・ビジネスマナー、コミュニケーション研修 ・職種別専門スキルアップ研修（IT・OA スキル研修、業務専門講座等） ・キャリアアップ階層別研修（マネジメント研修、リーダーシップ研修） ※上記訓練は有給・無償にて実施いたします。
キャリアコンサルティングの相談窓口	相談窓口： 事業推進部 事業推進課（担当：祖父江） 連絡先電話番号： 090-6612-9548 メールアドレス：i-sobue@kyoei-c.jp

6．その他労働者派遣事業の適正な運営のために参考となる事項

・【各種社会保険完備】 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
・【定期健康診断】 年 1 回実施 ※全額会社負担
・【福利厚生制度】 慶弔見舞金制度、資格取得奨励金制度
・【相談窓口】 ハラスメント相談窓口